【長野市霊園のお申し込みをご検討されている皆様へ】

長野市霊園
墓地区画
使用の手引

【令和４年度再貸付募集用】

・墓地ご購入を希望される方は、**申込書を開発公社に提出していただき抽選会にご参加ください。**なお、抽選後のキャンセルは出来ませんので、十分ご検討の上、お申し込みください。

・区画の選択は、抽選会のくじ引きで決定した順番で行います。

・区画図に記載されている対象区画から、**優先順位を決めて５ヶ所程度の候補をお考えください。**

（ご自身の選択順の際、ご希望の区画が選択済の可能性があります。）

・再貸付は今後も計画的に行う予定です。

この手引きには、再貸付に関する重要なお知らせが記載されていますので、よくお読みいただきお申し込みをお願いします。

また、墓地の使用にあたっては、長野市霊園墓地管理規程のほか、使用承諾条件などの規程を十分ご理解の上ご使用ください。

なお、今回募集する区画は従前の使用者から返還され、一部埋葬履歴のある区画も含まれますので予めご承知置きください。

＊埋葬履歴の有無は図面に明示してあります。また、お骨を納めるカロート内の土及びカロート壁面は新しいものに入換えをしてあります。

【　目　　次　】

(ページ)

1　施設の概要 …… 1
2　申込資格 …… 1
3　現地見学 …… 1
4　区画選択会（抽選会）のお申し込み方法及び日時 …… 1～2
5　使用条件 …… 3
6　募集数 …… 3
7　墓地使用料及び管理料 …… 3
8　区画の返還 …… 3
9　使用承諾の取消し …… 4
10　墓地使用権の承継 …… 4
11　使用承諾証書記載事項の変更 …… 4
12　使用承諾証書の再発行 …… 4
13　ご使用上の注意 …… 5
14　お問い合わせ先 …… 5
15　よくある質問＜Q＞＆＜A＞ …… 6～9
16　長野市霊園管理規程 …… 10～14
17　長野市霊園使用承諾条件 …… 15
18　長野市霊園までのアクセス …… 16

長野市霊園使用の手引き（再貸付用）

１　施設の概要

（１）敷 地 面 積　　１７３，１６３．８５㎡
（２）墓　苑　数　　１３苑
（３）総 区 画 数　　6,１７９区画
（４）合葬式墓地　　１基
（５）開 園 期 間　　通年、ただし冬期間（１２月中旬～３月中旬）を除く

２　申込資格

①長野市民に限ります。(長野市の住民登録をされている方)
②お申込は１世帯１区画のみとします。
③現在、長野市霊園を使用している方のお申込はできません。

３　現地見学

対象区画には、立て看板が設置してありますので、区画図面と照らし合わせてご自由にご見学ください。

４　区画選択会（抽選会）のお申し込み方法及び日時

※事前にお申し込みいただかないと抽選の権利がありません。

お申し込みの手続きは、9 月 22 日（木）から 10 月 24 日（月）の間、開発公社窓（市役所第 2 庁舎 4 階）及び郵送（10 月 24 日（月）の消印有効）で受け付けます。

（１）受 付 時 間　　長野市開発公社　窓口
平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで
＊土日・祝祭日の受付は行っておりません。

（２）区画選択会（抽選会）　令和 4 年 10 月 31 日（月）
抽選会場・時間　　長野市役所第一庁舎１F 展示サロン　13 時 30 分～

※自家用車でお越しのお客様は、長野市役所駐車場をご利用ください。
※開始時刻に遅れないようお集まりください。(開始時刻に遅れるとくじ引き等の順番が最後尾となります。)
※募集数を超えた場合及び区画の選択順位に関しては、抽選となりますので予めご了承ください。

※区画選択会（抽選会）を経て使用区画が決定し、本申し込みをいただく際には申込者の住民票１通（世帯全員のもので本籍地、筆頭者の記載があるもの）及び印鑑(認印)が必要となります。

＜住民票を取得する際の注意事項＞

・住民票を取りに行かれる方の『本人確認書類※』が必要となります。

・本人と同一世帯以外の方が窓口に行かれる場合は委任状が必要です。

※本人確認書類とは？

・１つ提示すればよいもの・・・運転免許証その他官公署が発行した免許証、資格者証等で本人の写真が貼付されたもの

・２つ提示が必要なもの・・・・国民健康保険・介護保険等の被保険者証、国民年金手帳等と官公署発行の通知や預金通帳など

＜抽選会場のご案内　　長野市役所第一庁舎１F　展示サロン＞

＜自家用車でお越しの場合　長野市役所駐車場をご利用ください。＞

５　使用条件

お申し込みにあたっては、管理規程及び使用承諾条件をご承諾いただき、使用期間内は遵守していただくことが前提となります。

６　募集数（61 区画：再貸付対象苑区画図　別添　参照）

（１）規格統一型・・・・当園で定めた規格統一型墓石を建立していただく場所です。

【 いちい・むくげ・つつじ・あかまつ・百日紅・五月・ならの木・しなの木の各苑 】

54 区画（4 ㎡：22 区画・6 ㎡：23 区画・9 ㎡：9 区画）

（２）自　由　型・・・・自由な墓石を建立していただける場所です。（高さ制限等有）

【 ねむの木・紫陽花・もみじの各苑 】

7 区画（4 ㎡：3 区画・6 ㎡：2 区画・9 ㎡ 1 区画・15 ㎡： 1 区画・）

７　墓地使用料及び管料

（１）永代使用料

規格統一型（１㎡につき）	１３０,０００円
自　由　型（１㎡につき）	１７５,０００円

（２）管　理　料　　すべての苑（１㎡につき）　　1,０００円／年額

※永代使用料並びに管理料（３年分）は、納入通知書により申込日から２週間以内に納付していただきます。

※なお、管理料については、以降３年毎継続して納入していただくようになります。

※使用承諾後は、既納の使用料及び管理料はお返しできません。

※管理料については、今後の物価変動に応じて変更する場合がありますので、予めご了承ください。

８　区画の返還

使用者が、区画を使用しなくなったときは、その区画を現状に回復した後、速やかに返還の手続きをお願いします。なお、区画の譲渡・転貸は出来ません。

申請の際には、次の書類等が必要です。

①長野市霊園墓地返還願

②長野市霊園墓地使用承諾証書

③ご印鑑

※ご遺骨を埋蔵されている場合、改葬の手続きをしていただき、ご遺骨を引き取られた後に返還の手続きをしてください。

※ただし、区画の返還に際し既納の使用料及び管理料はお返しできません。

９　使用承諾の取消し

次の事項に該当する場合は、区画の使用許可を取り消しますので、ご注意ください。

（１）使用者が承諾を受けた区画を本来の目的以外に使用したとき

（２）偽りにより使用の承諾を受けたとき

（３）使用者が区画の使用の権利を、第三者に譲渡または転貸したとき

（４）承諾の条件に違反したとき

10　墓地使用権の承継

使用者が死亡した時や、高齢等の理由で祭祀を主宰することが困難となった場合は、使用承諾の地位を承継することができます。ただし、祭祀を主宰する方以外の承継は承認することができません。

届出の際には、次の書類等が必要です。

①長野市霊園墓地使用権承継届書

②長野市霊園墓地使用承諾証書

③承継者の住民票抄本（世帯全員のもので本籍地、筆頭者の記載があるもの）

④使用者と承継者の関係を証する戸籍謄本または除籍謄本

⑤誓約書

⑥ご印鑑

⑦手数料１,０００円

11　使用承諾証書記載事項の変更

使用者は、使用承諾証書の住所、本籍等に変更が生じたときは、速やかに変更に関する手続きをお願いします。

届出の際には、次の書類等が必要です。

①長野市霊園墓地記載事項等変更届

②長野市霊園墓地使用承諾証書

③変更内容の確認できる書類（住民票、戸籍謄本、運転免許証等）

④ご印鑑

⑤手数料５００円

12　使用承諾証書の再発行

使用者は、使用承諾証書を紛失またはき損したときは、速やかに再発行の手続きをお願いします。

届出の際には、次の書類等が必要です。

①長野市霊園墓地使用承諾証書再発行申請書

②使用者本人が確認できるもの（運転免許証等）

③ご印鑑

④手数料１,０００円

13　ご使用上の注意

（1）お供え物は法事が済みましたら、各自お持ち帰りいただくようお願いします。
（2）卒塔婆についても法事が済みましたら、各自お持ち帰りいただくようお願いします。
（3）霊園内の設備および施設のご利用に際しては、損傷及び汚損することのないようにご協力ください。
（4）使用されている区画の中は、使用者自身の管理となります。隣接者等に迷惑のかからないよう管理をお願いします。
（5）冬期の積雪により１２月中旬から３月中旬は、閉園となります。なお、例年春の彼岸に合わせて園内駐車場、水汲み所及び幹線通路の除雪を実施していますが、支線通路等の除雪は行いませんので、予めご了承ください。
（6）霊園内において、管理上支障のある行為及び他人に迷惑のかかる行為をした場合、入園をお断りする場合があります。
（7）霊園内における事件、事故に関しましては、一切責任を負いませんので予めご了承ください。
（8）その他詳細につきましては、管理規程及び使用承諾条件に記載してありますので、ご熟読の上、遵守いただきますようお願いいたします。

14　お問い合わせ先

※ご不明な点は下記までお問い合わせください。

〒３８０－８５１２
長野市大字鶴賀緑町１６１３番地
一般社団法人 長野市開発公社
事業開発課（長野市霊園担当）
TEL：０２６－２２６－３２７２
FAX：０２６－２２８－２４６１
E―mail：kousha@dream.ocn.ne.jp

15　よくある質問 <Q> & <A>

＜Ｑ１＞長野市霊園は市営霊園ですか？

＜Ａ１＞長野市霊園は、一般社団法人長野市開発公社が独自に開発し、運営しているもので法令上は民営の霊園ということになります。ただし、弊社では長野市に代わって市営霊園に準ずるものとして、宗旨宗派を問わず幅広く利用していただいております。

＜Ｑ２＞今回の再貸付区画は、返還されたものということですが、どのような理由で返還されたものですか？

＜Ａ２＞返還の理由としては、遠方への転居や後継ぎの不在等の理由が主なものとして挙げられます。なお、この再貸付は埋蔵履歴のある区画も含まれておりますが、カロート（お骨を収める部分）の土とカロートの壁面を新しいものに入れ換えてありますので、安心してお申込ください。

＜Ｑ３＞区画は自分の所有になるのですか？

＜Ａ３＞区画が使用者の所有となることはありません。永代墓域使用料と管理料をお支払いいただき弊社が使用者に貸付を行うものです。従って土地そのものを購入する訳ではありませんので、区画が不要となった場合には弊社に返還していただくことになります。

＜Ｑ４＞今後の貸付予定を教えてください。

＜Ａ４＞現在、新たな造成をして募集する予定はございません。今後は、今回のように返還区画を再整備して貸付をしていく計画でおります。

＜Ｑ５＞墓地購入費の分割払いは出来ますか？

＜Ａ５＞分割払いは受け付けておりません。分割で購入をご希望の方は金融機関等で購入資金をご用意いただき、一括で納入をお願いいたします。

＜Ｑ６＞申込資格に「長野市民に限ります。」とありますが、使用開始後、都合により長野市外に転居した場合はどうなりますか？

＜Ａ６＞転勤等により使用開始後に転出される場合には住所変更の届出をしていただくことになります。その際には長野市にお住まいの代理人をお一人ご登録いただきます。この代理人は金銭債務に係るものではなく、転出された方と連絡をお取りになられる方なら、ご親戚以外のご友人等でも差し支えありません。また、市外の方が承継をされた場合も同様とな

ります。

＜Ｑ７＞いったん申し込んだ墓地は返せますか？また支払った代金はどうなりますか？

＜Ａ７＞墓地が不要となった場合には返還できます。ただし、管理規程９条に基づき一度お支払いいただいた永代墓域使用料と管理料はお返しできませんので、十分ご検討いただきお申込くださいますようお願いいたします。また、墓石の建立がしてある場合は撤去等の原状回復義務も生じてきますのでご注意ください。なお、未使用の場合に限り承諾日からの期間に応じて返還金の還付をいたしますが、いずれにしてもお申し込み前にご熟考いただき、このような事態のないようご注意ください。

＜Ｑ８＞管理料は何に使われるのでしょう？

＜Ａ８＞管理料は、植栽の手入れ、除草、消毒業務など広大な敷地の管理のほか、水道設備やトイレといった皆様が共有でお使いいただく設備の保守管理などに使用しております。また、多雪地帯のため春先の除雪等にも使用しております。弊社ではこれらの作業に掛かる人件費など冬期間職員をスキー場に配置するなどして節減にも努めておりますが、皆様からの管理料が滞ると霊園が荒れ、安らかな聖地としての景観の維持が出来なくなりますので、管理料の納入につきましてはご理解とご協力をお願いします。

＜Ｑ９＞管理料を払えば区画の中も管理してもらえるの？

＜Ａ９＞管理料は個人の区画以外の共用部分の維持管理費用に使用しているものですから、管理料を収めていても区画の中の除草等は、使用者の皆様の管理となります。隣地使用者等に迷惑が掛からないよう区画内の管理は使用者の責任でお願いいたします。

＜Ｑ１０＞管理料はいつまで支払う必要がありますか？

＜Ａ１０＞霊園を継続して使用するには、管理規程に定める管理料を納入していただく必要があります。管理料は３年毎に使用者の皆様にご請求いたしますので、期限内の納入をお願いいたします。

＜Ｑ１１＞管理料を３０年分前払いしたいのですが・・・。

＜Ａ１１＞管理料は霊園の維持管理費用をご負担いただくものですから、概ね現在の維持管理費の総額から単価を算出しております。従いまして長期にわたる管理料を前払いいただいても将来の物価変動を吸収できなくなる可能性があり、その結果、霊園の維持管理に支障をきたす可能性が出てきてしまいます。このために管理料の長期にわたる前払いは受け付けておりませんのでご理解をお願いいたします。

＜Ｑ１２＞埋葬はどこまで（何親等まで）出来ますか？

＜Ａ１２＞使用者が埋葬しようとするときは、埋蔵届書に火葬許可書又は改葬許可書を添えて弊社に提出していただきます。その際、弊社では一般的な慣習の範囲内で、埋葬を受け付けております。ただし、明らかに第三者の委託を受け他人の焼骨を埋葬する目的で行った届出に対してはこれを認めず、それに従わない場合は、管理規程に基づき使用承諾を取り消すことになります。

＜Ｑ１３＞現在、どこの檀家でもありませんが、法事の際にお寺さんを紹介してもらえますか？

＜Ａ１３＞『法事にはお経をあげてもらいたい。』という方のために弊社では、仏教に限り長野仏教会と連携し、法事の際のお寺さんをご紹介しています。ご希望の際は、お申し出ください。

＜Ｑ１４＞墓石は公社が指定した石材店で建てるのですか？

＜Ａ１４＞墓石の建立について業者指定はありません。規程に基づいた設置工事を実施していただける石材店であればどちらでも構いません。石材店を良く知らないという方の便宜を図るために弊社では長野市内の石材店で構成する長野石材協同組合の紹介をしておりますので、ご希望の方はお申出ください。

＜Ｑ１５＞後継ぎがいなくても申込ができますか？

＜Ａ１５＞墓地は多くの場合、申込者自身が亡くなられてから使用するものですから、現実問題として後継ぎの有無は申し込みの際、非常に重要な要件となります。せっかくお申し込みいただいても後を継ぐ方がいない場合、その墓地は無縁墓地となってしまう恐れがあり、今後の使用についての不安が残ります。当園では、そのような方が安心してお申し込みいただける「合葬式墓地」がございますので、そちらをご検討してみてはいかがでしょうか。

＜Ｑ１６＞子供は娘しかいません。将来、結婚等で姓が変わっても娘に承継できますか？また、その場合、娘名義のお墓に入れますか？

＜Ａ１６＞姓が違う娘さんにも承継は出来ます。埋葬に関しては基本的に使用者自身が認め、書類が整っていれば受け入れをしておりますので、娘さんの名義となってもご両親のお骨を埋葬することは問題ありません。

＜Ｑ１７＞使用開始後、後継ぎがいなくなってしまった場合、どうなりますか？

＜Ａ１７＞後継ぎがいなくなってしまった時は最終的に管理規程１５条の「埋葬後２０年を経過して使用者又はその承継人の住所が不明であり、かつ縁故者がないとき」に該当することになりますので、万が一、そのような可能性が出てきましたら、ご遠慮なくご相談ください。

１６　長　野　市　霊　園　管　理　規　程

（趣旨）

第１条　この規定は、一般社団法人長野市開発公社（以下「公社」という。）が経営する長野市霊園（以下「霊園」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規定において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）霊　　園　長野市霊園の区域及びその区域内に設けられる一切の施設をいう。

（２）墓　　域　墳墓を造営し、又は碑石を建設する場所をいう。

（３）墳　　墓　焼骨を埋葬する施設をいう。

（４）碑　　石　墳墓でない碑表をいう。

（５）壁面墓地　自然石やコンクリート構造物によって連続的に壁を造成し、その壁面に碑石を配し、納骨施設として利用した墓地形式をいう。

（死体の埋葬の禁止）

第３条　霊園には、死体を埋葬することはできない。

（使用目的の制限）

第４条　霊園には、墓の用に供する目的以外に使用することができない。ただし、公社が特に認めるものについてはこの限りではない。

（墓域の使用者）

第５条　墓域は墳墓を造営し、又は碑石を建設して、その祭祀を主宰する者に使用させる。

（使用の申し込み及び承諾）

第６条　墓域を使用しようとする者は、別記第１号様式による使用申込を公社に提出しなければならない。

２　公社は、前項の規定により墓域の使用の申込みがあった場合において墓域を使用させることに支障がないと認めたときは、別記第２号様式による承諾証書を当該申込者に交付するものとする。

（使用料等の徴収）

第７条　公社は墓域の使用の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）から永代墓域使用料及び霊園管理料を徴収する。

２　永代墓域使用料及び霊園管理料の額は、それぞれ別表に定めるところによる。

（使用料等の徴収時期及びその方法）

第８条　永代墓域使用料は、墓域の使用の承諾をするときに承諾書と引き替えに徴収する。

２　使用者は、公社に対して、事務費並びに環境整備等、墓地の管理に要する費用として霊園管理料を、公社が定めた時期までに支払わなければならない。

３　公社は、物価の変動等の事由により、相当と認められる範囲内で第７条に定める霊園管理料を改定することができるものとする。

（使用料の不還付）

第９条　既納の永代墓域使用料及び霊園管理料は還付しない。

（使用権の譲渡及び転貸の禁止）

第 10 条 使用の権利（以下「使用権」という。）はこれを譲渡し、又は転貸することはできない。

（使用権の承継）

第 11 条 使用権は、墓域にかかる祭祀を主宰する者にのみ承継することができる。

２　前項の規定により使用権を承継した者は別記第３号様式による使用権承継届書を遅滞なく公社に提出しなければならない。

（墓域の施設の設置基準）

第 12 条 墓域に設置する施設は、次の各号掲げる基準に従わなければならない。

（１）墳墓、碑石又はこれに類する施設、形状及び高さは公社が指定する規格統一墓域については、別図第１のとおりとし、指定墓域以外の墓域については施設の高さを墓域の地盤から２．５メートル以内とする。

（２）樹木の高さは、墓域の地盤から０．８メートル、指定墓域以外の墓域は通路地盤から２．０メートル以内とし、成長の著しくない常緑樹に限る。制限を超える場合は使用者において刈り止めなければならない。

２　墓域に設置する施設は境界から０．０５メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、隣接使用者及び公社の承諾を受けたときは、この限りではない。

３　壁面墓地については、別図第２のとおりとする。

（使用者の管理義務）

第 13 条 使用者は、次の各号に定めるところに従って、墓域内の管理をしなければならない。

（１）墓域については、使用者が責任をもって管理し、墳墓等の安全について考慮し、また、墓域内の清掃、墓域内の植栽の剪定、除草等を自らの責任で行うものとする。

（２）使用者は墳墓等が転倒の危険、そのほか他人に迷惑を及ぼす恐れのあるときは、すみやかに修復等必要な処置をしなければならない。

（使用承諾の取消し）

第 14 条 公社は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用の承諾を取り消すことができる。

（１）霊園管理料を５年間納付しないとき。

（２）偽りにより使用承諾を受けたとき。

（３）使用者が住所不明となり５年を経過したとき。

（４）承諾の条件に違反したとき。

（使用権の消滅）

第 15 条 霊園の使用権は、次に該当する場合には消滅する。

（１）埋葬後２０年を経過して使用者又はその承継人の住所が不明であり、かつ縁故者がないとき。

（無縁墳墓の改葬）

第 16 条 公社は前２条の規定により霊園の使用承諾を取消し、又は使用権が消滅したときは、その墳墓を一定の場所に改葬することができるものとする。

（墓域の返還及び原状回復）

第 17 条 使用者は墓域を返還しようとするときは、遅滞なく公社に別記４号様式による返還願いを提出して墓域を返還しなければならない。

２　使用者は、前項の規定により墓域を返還するとき、又は前条の規定により使用承諾を取消されたときは、墓域を原状に回復しなければならない。

３　使用者が前項の規定による原状回復をしないときは、公社が代わってこれを行いその費用は使用者から徴収するものとする。

（行為の禁止）

第 18 条 何人も霊園においては次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（１）霊園を損傷し、又は汚損すること。

（２）樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

（３）みだりに火気を扱うこと。

（４）はり紙、若しくは立て札をし、または広告すること。

（５）指定された場所以外の場所へ車を乗り入れ、又は駐車をすること。

（６）その他公序良俗に反する行為をすること。

（代理人の選定及び義務）

第 19 条 使用者が長野市に住所を有しないとき、又は有しなくなったときは、長野市に住所を有する者を代理人として選定して別記第５号様式により公社に届けなければならない。代理人を変更したときも同様とする。

２　代理人は、使用者に代わってこの規定による使用者の義務を負わなければならない。

（施設設置の届出）

第 20 条 使用者は墓域に墳墓、碑石等の施設を設置し、又は改修しようとするときは、別記第６号様式による施設設置届書を公社に提出し、別記第６号の２様式による長野市霊園施設設置許可証の交付を受けなければならない。

２　使用者は、前項の設置又は改修が完了したときは、別記第６号の３様式による工事完了届出書を公社に提出し、検査を受けなければならない。

（埋葬の届出）

第 21 条 使用者は焼骨を埋蔵しようとするときは、別記第７号様式による埋蔵届書に火葬許可書又は改葬許可書を添えて公社に提出しなければならない。

（改葬の届出）

第 22 条 使用者は焼骨を改葬しようとするときは、別記第８号様式による改葬届書に改葬許可書を添えて公社に提出しなければならない。

（住所変更又は改名の届出）

第 23 条 使用者が住所を変更し、又は改名したときは、遅滞なくその旨を公社に届出なければならない。

（使用承諾証書の書替又は再交付手数料）

第 24 条 霊園使用者が、次の各号の一に該当するときは、すみやかに使用承諾証書の書替又は再交付を受けなければならない。

（１）霊園の使用を承継しようとするとき。

（２）使用承諾証書を紛失、又はき損したとき。

（３）前条に該当したとき。

２　前項の規定により使用承諾証書の書替又は、再交付を受けようとするとき、は次に掲げる手数料を納付しなければならない。

（１）住所変更　　５００円

（２）使用権承継　　１０００円

（３）証書再交付　　１０００円

３　公社は、物価の変動等の事由により、相当と認められる範囲内で前項に定める手数料を改定することができるものとする。

（使用権承継の承諾）

第 25 条 長野市霊園使用承諾証書が提出された時は、前使用者は移転につき承諾したものとみなす。

（補償及び補修）

第 26 条 使用者がその責に帰すべき事由により、隣地及び霊園の施設に損害を与えた場合には、使用者の負担により補償又は補修をしなければならない。

２　地震、天災等の不可抗力あるいは第三者の行為による墳墓等の倒壊、破損については、公社は責任を負わないものとする。地震、天災等で墳墓が倒壊、破損した場合には、使用者は自己の費用で早急に修繕、復旧するものとする。

（その他）

第 27 条 この規定に定めるもののほか、霊園の管理について必要な事項は別に定める。

附　　則

（施行期日）

１　この規定は、昭和４８年５月１日から施行する。

（施行期日）

１　この規定は、平成４年１２月１日から施行する。

（施行期日）

１　この規定は、平成１２年１０月１日から施行する。

（施行期日）

１　この規定は、平成２０年９月１日から施行する。

（施行期日）

この規定は、一般社団法人長野市開発公社の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

別　表

永代墓域使用料及び霊園管理料金額

・永代墓域使用料

苑名	金額（１㎡／当たり）
いちい苑	１３０，０００円
むくげ苑	１３０，０００円
あかまつ苑	１３０，０００円
ねむの木苑	１７５，０００円
つつじ苑	１３０，０００円
百日紅苑	１３０，０００円
五月苑	１３０，０００円
紫陽花苑	１７５，０００円
ならの木苑	１３０，０００円
もみじ苑	１７５，０００円
しなの木苑	１３０，０００円
さくら苑	１７５，０００円
団体墓地	１７５，０００円
カトリック墓地	１７５，０００円

・霊園管理料

苑名	金額（１㎡／当たり）	墓地再貸付による管理料
いちい苑	８００円	１，０００円
むくげ苑	８００円	１，０００円
あかまつ苑	８００円	１，０００円
ねむの木苑	８００円	１，０００円
つつじ苑	１，０００円	１，０００円
百日紅苑	８００円	１，０００円
五月苑	８００円	１，０００円
紫陽花苑	８００円	１，０００円
ならの木苑	８００円	１，０００円
もみじ苑	８００円	１，０００円
しなの木苑	８００円	１，０００円
さくら苑	１，０００円	１，０００円
団体墓地	１，０００円	－
カトリック墓地	１，０００円	－

（注１）団体墓地は１５世帯契約

（注２）カトリック墓地は理論区画数２４８区画契約

長野市霊園使用承諾条件

（死体埋葬の禁止）
1．墓域には死体を埋葬することはできません。
（使用目的）
2．墓域は墓を建てる目的以外に使用してはいけません。
（墓域の使用者）
3．使用者の資格は墓を造って亡くなられた人の祭祀を主宰する人でなければなりません。
（使用権の譲渡転貸の禁止）
4．使用権は相続等で承継する場合のほか、他に譲渡し又は転貸してはいけません。
（使用料及び管理料）
5．永代墓域使用料及び霊園管理料は、次の各号に掲げる事項によらなければなりません。
（1）永代墓域使用料は、公社が別に定める金額を一括納入していただきます。
（2）使用者は、公社に対して、事務費並びに環境整備等、墓地の管理に要する費用として別に定める管理料を、公社が定めた時期までに支払わなければなりません。
（3）公社は、物価の変動等の事由により、相当と認められる範囲内で（2）に定める管理料を改定することができます。
（使用料及び管理料の不還付）
6．既納の永代墓域使用料及び霊園管理料は還付しません。
（墓域の管理）
7．使用者は、次の各号に定めるところに従って、墓域内の管理をしなければなりません。
（1）墓域については、使用者が責任をもって管理し、墳墓等の安全について考慮し、また、墓域内の清掃、墓域内の植栽の剪定、除草等を自らの責任で行わなければなりません。
（2）使用者は墳墓等が転倒の危険、そのほか他人に迷惑を及ぼす恐れのあるときは、すみやかに修復等必要な処置をしなければなりません。
（墓域に設置する施設の基準）
8．墓域に設置する施設については、次の各号に掲げる基準によらなければなりません。
（1）統一墓域については墳墓、碑石又はこれに類する施設、形状は公社の規格による。
（2）自由墓域については、墳墓、碑石等の形状は自由とするが、高さは原則として墓域の地盤から２．５メートル以内とする。
（3）樹木の高さは、統一墓域は地盤から０．８メートル以内、自由墓域は通路面から２メートル以内の常緑樹に限る。
（4）墓域に設置する施設は境界から０．０５メートル以上の距離を保つこと。ただし、隣接使用者の承諾を得た場合を除く。
（使用承諾の取消し）
9．次の各号の一に該当する場合には、使用承諾を取消すことがあります。
（1）いつわりにより使用承諾を受けた場合。
（2）この条件に違反した場合。
（3）霊園管理料を５年間納付しないとき。
（4）使用者が住所不明となり５年を経過したとき。
（使用権の消滅）
10．霊園の使用権は、次に該当する場合には消滅します。
（1）埋葬後２０年を経過して使用者又はその承継人の住所が不明であり、かつ縁故者がないとき。
（無縁墳墓の改葬）
11．公社は前２項により霊園の使用承諾を取消し、又は使用権が消滅したときは、その墳墓を一定の場所に改葬することができるものとします。
（墓域の返還）
12．使用者の都合により墓域を返還する場合及び９により使用承諾を取消された場合には、墓域を原状に復して返還しなければなりません。
（行為の禁止）
13．霊園内において次の各号に掲げる行為をしてはいけません。
（1）霊園の施設を損傷し、又は汚損すること。
（2）樹木を伐採し、又は採取すること。
（3）みだりに火気を取扱うこと。
（4）はり紙、若しくは立札をし、又は広告をすること。
（5）指定された場所以外の場所に車を乗入れ、又は駐車をすること。
（6）その他、公序良俗に反する行為をすること。
（補償及び補修）
14．次の各号の一に該当する場合には、補償、又は補修しなければなりません。
（1）使用者は、その責めに帰すべき事由により、隣地及び霊園の施設に損害を与えた場合には、使用者の負担により補償、又は補修をしなければなりません。
（2）地震、天災等の不可抗力あるいは第三者の行為による墳墓等の倒壊、破損については、公社は責任を負いません。地震、天災等で墳墓等が倒壊、破損した場合には、使用者は自己の費用で早急に修繕、復旧するものとします。
（各種の届出）
15．次の表に掲げる事項に該当する場合は、すみやかに公社に届出しなければなりません。
（手数料）
16．前項の規定により、使用承諾証書の書替又は再交付を受けようとするときは、次に掲げる手数料を納付しなければなりません。
（1）住所変更　　５００円
（2）使用権承継　　１，０００円
（3）証書再交付　　１，０００円
（4）公社は、物価の変動等の事由により、相当と認められる範囲内で（1）（2）（3）に定める手数料を改定することができます。
（使用権承継の承諾）
17．長野市霊園使用承諾証書が提出された時は、前使用者は移転につき承諾したものとみなします。

届出が必要な場合	届出者	届出書の種類
（1）使用権の承継をした場合	承継を受けた者	使用権承継届書
（2）墓域の返還をしようとする場合	返還しようとする者	墓地返還願
（3）代理人を選定又は変更した場合	使用者	代理人（変更）届出書
（4）使用者又は代理人が住所が変更し又は改名をした場合	使用者又は代理人	住所変更（改名）届出書
（5）墓域に墳墓、碑石などを設置し若しくは改修する場合	使用者	施設設置届出書
（6）焼骨を埋蔵しようとする場合	使用者	埋蔵届出書
（7）焼骨を改葬しようとする場合	使用者	改葬届出書

18【長野市霊園までのアクセス】

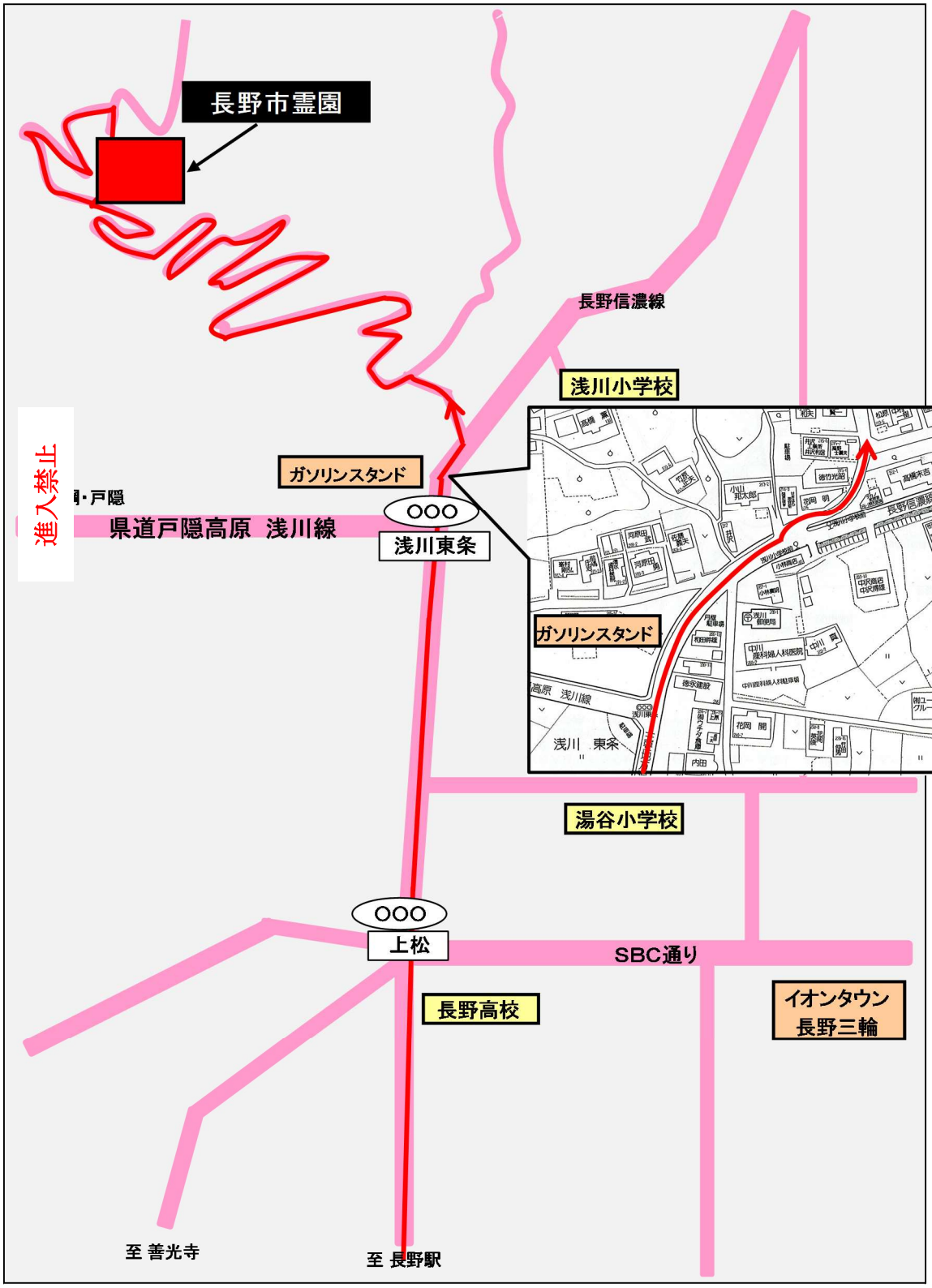

長野大通りから上松（上松五差路）の信号を直進し、浅川東条信号から 100m先の左斜め霊園登り口に入り、案内看板に沿ってお越しください。（路線バスはございません）